資料１

第 20 期第５回消費生活審議会委員の意見について

１．コラムについて

No	発言委員	頁	発言概要	指針改定案への対応方針
1	高田委員	22	2020 年 7 月 1 日からレジ袋が有料化になるということもありまして、レジ袋の有料化は SDG s にも関わってきますけれども、やはり市民の生活の中にも大きいインパクトがあるものだと思いますので、コラムの中にそういうのを入れてもらえればいいのではないでしょうか。	P. 22 のエシカル商品のコラムの中で、レジ袋有料化について追記しました。
2	武井会長	22	レジ袋やプラスチック製ストローの部分、もう少し工夫してみてください。	
3	丸山委員	22	レジ袋はちゃんと取り入れたほうがいいのではないかと思います。	
4	丸山委員	22, 23	22 ページ・23 ページのはコラムとしていかがなものかと思いますので、もう少し工夫をしたほうがいいのではないでしょうか。 歴史的経過をすべて書いてしまいがちなのですが、これを誰に読んでもらいたいのか、それに合わせて書くというふうにすると、文章の中身を変えることができて、もう少し分かり易くなると思いますので、エシカル消費もそうですし、食品ロスも、もう少し分かり易くかけるのではないかと思います。	コラムを読みやすく修正しました。
5	丸山委員	27	宣言団体は８つで固定になっていて、この位置づけは何なんですかとか、アウトサイダーの業者の人たちに対してどうするんですかだとか、宣言団体を広げていくのですかだとか、いろいろ取り組まれていることの中身について疑問点があります。もっとしっかりやって欲しいと思いますけれども、今のレベルで言えば１ページも使ってやるような取組みになっているのでしょうか。	コラムを読みやすく修正しました。
6	石岡委員	27	「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」との関係でいうと、資料２の No.54　事業者に対する指導を積極的にやることを明言して欲しいとう意見に対する回答が、法律に基づいてやるものなので、指導の実施に強弱をつけてやるものではないというふうには言い切れないのではないかと思いました。逆に、No.54 の意向というものを、本文の中に入れるのではなくて、宣言の狙いはどういうところにあるのかということを文章にして、コラムにまとめてはいかがかと思いました。No.54 の反映区分が D にな	コラムを読みやすく修正するとともに、パブコメ意見への対応を修正しました。

No	発言委員	頁	発言概要	指針改定案への対応方針
			っていて、その理由付けも、これでいいのかなと思うところがあるということです。 「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」というものを、どこまでかけるかわかりませんが、文章化したうえで、No.54 の意見に対する県の考え方として、本文の中には採用されなかったけれども、こういう意見があって、それを今後どのように運用していくかということを、その狙いを書けば入ってくるのではないかと思います。	
7	武井会長	27	事業者団体が頑張るのはいいとして、事業者団体に加盟していない悪質事業者に対してどのように働きかけていくのか、できばこのコラムの中で、今のこのままでは、機運を盛り上げてやりにくくするとありますが、それはいくらなんでも無理でしょうと、やりにくくならないでしょうと、やる事業者はやるでしょうと、そこら辺を含めてご検討いただければと思います。 新聞でも、コラムと言うとまずそこから読んで、こういうことがあるんだということが分かりやすいということが特徴だと思うので、是非工夫をお願いしていただきたいと思います。	コラムを読みやすく修正しました。
8	矢野委員	19	コラムという発想はすごくいいと思いのですが、しかしこれはコラムではないと思いますし、一番感じたのは、19 ページにありました成年年齢引下げの部分、例えばこういったものを子どもたちに与えた場合に、どういうものならば見やすいか、読む気になるか、そういった観点からも、誰をターゲットにしているかということは真剣に考えて欲しいと思います。	コラムを読みやすく修正しました。

２．パブコメに対する県の考え方について

No	発言委員	意見番号	発言概要	指針改定作業への対応方針
9	富樫委員	21	活用されている学校だけではなくて、なぜ活用されていないのかだとか、より活用して県の様々な施策が学校現場で実態を持って活用されるにはどういう条件だとかどういうものが必要だとかというような事を、高校だけでなく、小中高出来る範囲で結構なんですが、アンケートを取られたらPDCAサイクルが回っているような実感が持てるのではないでしょうか。お答えの後半の部分は、学習指導要領の改訂に向けて、より皆さんの意見を聞いて充実していくというようなご回答の方がよろしいのではないでしょうか。 **【パブコメ意見の概要】** **学校等における消費者教育の推進は、十分な効果を上げているという実感がない。若者の現状と課題の把握をベースにして、必要な教育の実施と効果の測定、次の施策の起案と実施いうようにＰＤＣＡが回っていくような施策の推進が必要。**	【修正前】 学校等における消費者教育の推進に関しては、「神奈川県の学校における消費者教育推進協議会」での検討等を通じて教育現場と連携を図りながら、教員が活用しやすい教材の作成、提供に取り組んでいるところあり、その効果測定としては、「県立学校における高校生向け消費者教育資料の授業等での活用状況」や「消費生活出前講座受講者アンケート」等により把握し、その結果を次の施策に生かしているところです。 【修正後】 学校等における消費者教育の推進に関しては、「神奈川県の学校における消費者教育推進協議会」での検討等を通じて教育現場と連携を図りながら、教員が活用しやすい教材の作成、提供に取り組んでいます。その効果測定としては、「県立学校における高校生向け消費者教育資料の授業等での活用状況」や「消費生活出前講座受講者アンケート」等により把握し、その結果を次の施策に生かしているところですが、学習指導要領の改訂もあることから、教材作成や講座実施にあたっては、より幅広く意見を取り入れ、学校等における消費者教育を推進してまいります。
10	矢野委員	53, 54	No53、No.54 の意見に対する回答は、消費者団体として関わったものとしては、納得がいかないものがあります。	【№53, №54 修正前】 悪質な取引行為を行う事業者に対する指導は、法令に基づき行うもので、指導の実施に強弱をつけて行うものではないため、ご意見については指針に反映できません。 【№53 修正後】 小柱は現状の記載のままとさせていただきますが、不当な取引行為を行う事業者に対しては、これまでと同様、事業者指導を厳正に行ってまいります。 【№54 修正後】 悪質な訪問販売に関しては、「悪質な訪問販売 撲滅 かながわ宣言！」による取組みを推進するとともに、不当な取引行為を行う事業者に対しては、これまでと同様、事業者指導を厳正に行ってまいります。
11	富樫委員	53, 54	資料２の No.53・No.54 のところが、私も同じように思って読んでいました。指導の実施に強弱をつけて行うということではなくて、指導をしっかりしていくということを、このご意見では望んでいらっしゃると思うので、この書き方は少し全体的に捉えてないという風に思われてしまうのでではないかと思いました。 **【パブコメ意見の概要（№53）】** **事業者指導による取引の適正化「◆法令に基づく事業者指導の実施」を「◆法令に基づく事業者指導の強化」と変更して欲しい。** **【パブコメ意見の概要（№54）】** **「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」以降も、相変わらず悪質な訪問販売による苦情相談が寄せられている。特定商取引法及び消費生活条例に基づく事業者指導を徹底していく必要があることから、不当な取引行為に対し、積極的な指導を行うことを明言すべき。**	

３．その他

No	発言委員	頁	発言概要	指針改定作業への対応方針
12	士野委員	24	啓発動画ＤＶＤについても、可能であれば動画サイトを活用しながら公開していただくことも検討していただければ、これは指針に書き込む話なのか、具体な取組の中でやっていくことなのかはわかりませんが、そういうことを意識していただければいいのではないでしょうか。	本県の動画情報サイト「かなチャンＴＶ」において、啓発動画を発信していくため、「啓発動画ＤＶＤ」を「啓発動画」に修正しました。
13	錦委員	20	20 ページの基本方向１「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校」のところで、学校教育においては学習指導要領に基づき、科目名が書いてあるんですが、社会科・公民科・家庭科・技術家庭科の順番なんですけれど、社会科は中学校にしかない科目で、公民科は高等学校だけです。家庭科は高等学校だけで、技術家庭科は中学校だけです。ですから並びを中高中高にしたほうがいいと思うので、社会・公民・技術家庭・家庭の順番で、一般の方はどうでもいいことかもしれないが、学校の関係者は見ると思いますので。	小学校まで含めると、現状の記載で正しく、また文科省の資料の並びと同じであることから、現状のままとしました。
14	宮本委員	22	小柱は「エシカル消費の普及」とのみ記載されております。当然ながら、そこにはエシカル消費の重要性である消費者が持つ影響力ということが含まれていることは理解しておりますが、現状ではその理解が薄いように感じております。あえて、一消費者が持つ影響力の理解、そして２番目にエシカル消費の普及というように記述する必要はないだろうかというふうに感じました	P. 22 のエシカル消費の普及の部分の記載を見直し、これに伴い P. 23 の脚注の用語を整理しました。
15	宮本委員	2	資料 3 の P.2 の基本方向１の四項目については、持続可能な消費行動の「普及」というふうになっていて、多分それは「促進」という言葉に統一したのではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正しました。
16	富樫委員		デジタルデータとしてこの指針にアクセスしたときに、その先に、ここに載っているチラシや消費生活センターなどの情報に、直接アクセスできるような形で掲載されるといいではないかと思います。指針の中でそれをやれるものかわからないのですが、現場の者たちが、こういったものがあると知ったときに、アクセスの可能性が大きくなるようなものをデジタルデータの所ではしていただけたらありがたい。	指針のホームページを作成する際に、関連情報にアクセスしやすくなるように工夫します。

No	発言委員	頁	発言概要	指針改定作業への対応方針
17	高田委員	表紙	表紙で、「安全・安心な消費生活の確保に向けて」というタイトルがついているんですけれども、大柱が四つある中で、大柱の四つ目の「安全・安心な消費生活の確保」だけがなぜ表紙のところに載っているのかなと。	表紙から削除しました。
18	丸山委員	全体	西暦で書いている部分とそうでもない平成だとか令和だとか書いている部分とあって、おそらく出典が作ったものやつをそのまま引用してきて貼っている。	総合計画では、表紙と巻頭言のみ元号を使用し、本文では西暦を用いており、これにならって修正しました。
19	士野委員	4	4ページの（3）のウのところに、特定課題に対応するの後にちょっと違うところから飛んできている文字がある。	ご指摘の箇所を修正しました。